

東京都医療審議会の所管事項

設置目的	
法の規定によりその権限に属された事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。 (医療法第72条第1項)	
審議事項	根拠法令
1 医療計画の策定等に関すること 医療計画を定め、又は変更しようとするとき	医療法第30条の4第17項
2 地域医療支援病院に関すること (1) 地域医療支援病院の承認をするとき (2) 地域医療支援病院の承認を取り消すとき (3) 地域医療支援病院の管理者の責務として、都道府県知事が定める事項を追加・変更するとき	医療法第4条第2項 医療法第29条第6項 医療法施行規則第9条の19第3項
3 病院の開設、病床数の増加等に関すること (1) 公的性格を有する病院の開設等について不許可処分を行う場合 (2) 基準病床数を超えている場合に、病院の開設者等に対し、業務を行っていない病床を削減する措置命令又は要請及び勧告を行うとき (3) 病院の開設等の許可に際して付した条件に従わない病院等の開設者等に対し、勧告及び措置命令を行うとき (4) 医療計画達成のため特に必要がある場合に病院を開設しようとする者や開設者等に対し、病院の開設、増床等に関して勧告するとき (5) 病床機能報告対象病院等の開設者等に対し、病床機能の転換をしないことの措置命令又は要請及び勧告を行う場合 (6) 病床機能報告対象病院等の開設者等に対し、地域医療構想の達成の推進に必要な指示及び勧告を行う場合 (7) 特定の病床等に係る特例措置を講じるとき (8) 特例適用による診療所の病床の設置を行う場合	医療法第7条の2第5項 医療法第7条の2第5項 及び第30条の12第2項 医療法第27条の2第1項 及び2項 医療法第30条の11 医療法第30条の15第6項 及び第30条の17 医療法第30条の16第1項 及び第30条の17 厚生労働省医政局長通知 (平成29年3月31日付医政発0331第57号) 医療法施行規則第1条の14第7項

4 医療法人に関すること (1) 社会医療法人の認定を行う場合 (2) 医療法人の設立の認可又は不認可の処分を行う場合 (3) 医療法人の解散の認可又は不認可の処分を行う場合 (4) 医療法人の合併の認可又は不認可の処分を行う場合 (5) 医療法人の分割の認可又は不認可の処分を行う場合 (6) 医療法人に対する業務停止命令又は役員解任勧告の処分を行う場合 (7) 社会医療法人の認定の取消の処分を行う場合 (8) 医療法人の設立認可の取消の処分を行う場合 (9) 医師又は歯科医師でない者が医療法人の理事長に就任する場合	医療法第42条の2第2項 医療法第45条第2項 医療法第55条第7項 医療法第58条の2第5項 及び第59条の2 医療法第60条の3第5項 及び第61条の3 医療法第64条第3項 医療法第64条の2第2項 医療法第66条第2項 厚生省健康政策局長通知 (昭和61年6月26日付健政発第410号)
5 地域医療連携推進法人に関すること (1) 医療連携推進の認定を行う場合 (2) 地域医療連携推進法人が病院等の開設をする場合 (3) 地域医療連携推進法人の解散の認可又は不認可の処分を行う場合 (4) 地域医療連携推進法人の定款変更の認可又は不認可の処分を行う場合 (5) 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可又は不認可の処分を行う場合 (6) 地域医療連携推進法人に対する業務停止命令又は役員解任勧告の処分を行う場合 (7) 医療連携推進の認定の取消を行う場合 (8) 医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたる際に都道府県知事が意見を述べる場合	医療法第70条の3第2項 医療法第70条の8第5項 医療法第70条の15 医療法第70条の18第2項 医療法第70条の19第2項 医療法第70条の20 医療法第70条の21第3項 医療法施行令第5条の15の4第4項
6 特定労務管理対象機関に関すること 特定労務管理対象機関を指定する場合	医療法第113条第5項 医療法第118条第2項 医療法第119条第2項 医療法第120条第2項
7 その他医療審議会の意見を聴く必要がある事項	

医療審議会関係法令抜粋

医療法（抜粋）

第七十二条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

医療法施行令（抜粋）

（都道府県医療審議会）

第五条の十六 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。

第五条の十七 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第五条の十八 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第五条の十九 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員十人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第五条の二十 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第五条の二一 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第五条の十八第三項及び第四項の規定は、部会長に準用する。

第五条の二二 第五条の十六から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。